

盛岡市監査委員告示第 36 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，次のとおり公表する。

平成 26 年 11 月 28 日

盛岡市監査委員	熊 谷 喜美男
同	菊 池 秀 一
同	佐 藤 敬 三
同	川 村 幸 子

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 26 年 7 月 7 日付け 26 盛監第 37 号 |
| 2 対象部署及び事項 | 市立病院事務局に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

26 盛病総第 84 号
平成 26 年 9 月 25 日

盛岡市監査委員 熊谷 喜美男
盛岡市監査委員 菊池 秀一
盛岡市監査委員 佐藤 敬三
盛岡市監査委員 川村 幸子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 26 年 7 月 7 日付け 26 盛監第 37 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（市立病院事務局総務課）

- （ア）被服購入単価契約の締結に当たり、予定価格を超えた見積価格により契約している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- （イ）物品購入の実施に当たり、決裁権者から決裁を得ていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- （ウ）指名競争入札の執行に当たり、予定価格決定書の決裁を誤った決裁区分で処理している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

- （ア）契約単価の決定に当たっては、見積価格が予定価格を超えていないかの確認徹底を所属長及び課員全員に指示した。
- （イ）物品購入の実施伺いの起案に当たっては、盛岡市立病院専決代決規程に則った適正な専決区分により起案文書が作成されているか決裁時の確認徹底を所属長及び課員全員に指示した。
- （ウ）予定価格決定書の作成に当たっては、盛岡市市立病院専決代決規程に則った適正な専決区分により予定価格決定書様式が作成されているかの確認を行うよう決裁権者及び課員全員に指示した。

様式第 15 号 措置状況通知書（その 1）（第 8 関係）

（2）原因及び再発防止策の内容

- （ア） 契約単価の決定に当たって、見積価格が予定価格を超えていないかの確認を怠ったことが原因である。起案者、決裁経由者、決裁権者のそれぞれが確認を徹底するとともに、確認を行いやすいように入札・見積経過表の様式を変更する。
- （イ） 実施伺いの起案に当たって、専決区分の確認を怠り誤って記載したことが原因である。起案者、決裁経由者、決裁権者に根拠法令の写しを配布し、それぞれが決裁区分の確認を徹底する。
- （ウ） 予定価格決定書の作成に当たって、専決区分の確認を怠り誤って記載したことが原因である。様式作成者、決裁権者のそれぞれが決裁区分の確認を徹底するとともに確認を行いやすいように予定価格決定書の様式を変更する。

26 盛病医第 11 号
平成 26 年 9 月 25 日

盛岡市監査委員 熊谷 喜美男
盛岡市監査委員 菊池 秀一
盛岡市監査委員 佐藤 敬三
盛岡市監査委員 川村 幸子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 26 年 7 月 7 日付け 26 盛監第 37 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（市立病院事務局医事課）

- (1) 随意契約見積合わせの執行に当たり、代理人による入札を行なうための委任状が提出されていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (2) 物品の賃貸借契約の実施に当たり、随意契約の根拠法令に不適切な事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (3) 物品購入の実施に当たり、決裁権者から決裁を得ていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

- ア 見積合わせの執行に当たっては、代理人による入札の有無と委任状の提出をセットで確認することを所属長及び課員全員に指示した。
- イ 随意契約の実施に当たっては、地方公営企業法施行令及び盛岡市病院事業財務規程等の根拠法令に則り適正に実施されているかの確認徹底を所属長及び課員全員に指示した。
- ウ 物品購入・修繕・伺書の決裁に当たっては、盛岡市市立病院専決代決規程に則った専決区分により決裁されているかの確認徹底を所属長及び課員全員に指示した。

様式第 15 号 措置状況通知書（その 1）（第 8 関係）

（2）原因及び再発防止策の内容

- ア 見積合わせの執行に当たって、代理人による入札であるにも関わらず委任状の提出の確認を怠ったことによる。見積徴取事務執行者のほか補助者を定め複数人による確認を徹底する。
- イ 随意契約の実施に当たって、起案者及び決裁権者による根拠法令の確認が不十分であったことが原因である。起案者及び決裁権者並びに決裁経由者に根拠法令の写しを配付し相互に確認を徹底する。
- ウ 物品購入・修繕・伺書の決裁に当たって、決裁の押印確認を怠ったことが原因である。起票者、決裁経由者、決裁権者のそれぞれが確認するとともに文書主任のチェックを徹底する。